

令和7年度水道水質検査計画

南予水道企業団

目次

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	2
3. 水源の状況並びに原水・浄水の水質状況	3
4. 水質検査を行う項目、採水場所、検査頻度	3
5. 水質検査方法	4
6. 臨時の水質検査	5
7. 水質検査の自己／委託等の区分	5
8. 水質検査計画及び検査結果の公表	6
9. 水質検査の精度と信頼性の保証	7
10. 関係機関との連携及び水質検査機関	9

1. 基本方針

水道用水として供給する水が、水道水質基準に適合し安全であることを保証するため、下記の方針で水質検査を行います。

(1) 採水地点

原 水：水源の野村ダム、布喜川調整池、伊方調整池及び各浄水場の入口で採水。

浄 水：吉田・三間地区浄水場のサンプリング用蛇口、他浄水場の水質試験室サンプリング用蛇口及び八幡浜市保内低区配水池流入管のサンプリング用蛇口にて採水。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と、検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目、並びに安全で良質な水を供給するため企業団が独自に行う水質検査項目とします。また野村ダム(吉田地区浄水場)、布喜川調整池(八幡浜浄水場)・伊方調整池(伊方浄水場)におけるクリプトスポリジウムの有無、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の検査をします。

(3) 検査頻度

水道法（水道法施行規則 15 条第 1 項第 1 号）に基づく色、濁り、消毒の残留効果に関する検査は 1 日 1 回行います。水道法(水道法施行規則 15 条 1 項第 3 号) で月 1 回以上行うこととされている項目については月 1 回、その他の項目は年 4 回を基本とする。また検査頻度変更可能項目(過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 以下なら 1 年に 1 回、1/10 以下なら 3 年に 1 回の検査でよい) であっても最低年 1 回は検査を行います。

※ 過去の水質検査結果から検査を省略できる水質基準項目（過去の全検査結果が水質基準の 1/2 以下）であっても、安全のため検査を省略しません。

(4) 臨時の水質検査

水源等で異常が発生した場合、臨時の水質検査を行います。

2. 水道事業の概要

本事業は肱川上流に建設された野村ダム（国土交通省施工）より、1日最大42,300 m³の用水を確保し、国営南予用土地改良事業との共同事業により延長87.3Kmに及ぶ幹線導水路を建設しました。それと平行して浄水場等水道専用施設を整備し、1日最大39,310 m³の用水を供給し、地域内の既存水源と併せて、関係3市1町（宇和島市、西予市、八幡浜市、伊方町）の174,330人に対し、水道用水の安定供給を図ろうとするものです。

南予水道用水供給事業

計 画 （平成2年）						
給水対象	給水人口 (人)	日最大給水量 (m ³ /日)	ダム依存水量 (m ³ /日)	計画給水量 (m ³ /日)	浄水場名	浄水方式
宇和島市	62,400	35,000	11,390	10,590	宇和島浄水場	急速ろ過方式
〃 吉田町	16,330	6,290	4,670	4,340	吉田地区浄水場	直接急速ろ過方式
〃 三間町	7,500	3,000	2,750	2,550	三間地区浄水場	〃
西予市三瓶町	10,100	4,750	1,210	1,120	三瓶浄水場	急速ろ過方式
〃 明浜町	6,100	1,980	2,130	1,980	明浜浄水場	〃
八幡浜市	44,700	21,060	11,680	10,860	八幡浜浄水場	〃
〃 保内町	11,000	5,550	3,220	3,000		
伊方町伊方	7,500	3,130	2,130	1,980	伊方浄水場	〃
〃 瀬戸	3,300	1,000	1,080	1,000	瀬戸浄水場	〃
〃 三崎	5,400	1,890	2,040	1,890	三崎浄水場	〃
計	174,330	83,650	42,300	39,310		

※宇和島市吉田町・三間町については、平成30年7月の豪雨災害により吉田浄水場壊滅となり各仮設浄水設備で供給中の為浄水方式は急速ろ過方式から直接急速ろ過方式へ変更。

※吉田・三間仮設浄水設備から吉田・三間地区浄水場として、浄水方式は直接急速ろ過方式で継続。

3. 水源の状況並びに原水・浄水の水質状況

- ・水源となる野村ダムの上流には西予市宇和町が位置し、人間の営み及び生産活動における汚染要因は排除できないと考えられます。
- ・水源となる野村ダム及び布喜川調整池・伊方調整池は、臭いの原因となるジェオスミンや2-メチルイソボルネオール（カビ臭）を産出する藻類の発生が多い。また、ろ過障害を起こす藻類の発生も多い。
- ・水道施設で使用する薬品や資材は、水道施設の技術的基準を定める省令に適合するものを使用しています。
- ・浄水における過去の全水質検査で水質基準値を超えた項目は平成24年7月28日並びに平成30年8月15日に発生した野村ダムでのアオコの大量発生によるジェオスミンの基準超過がありましたが活性炭の注入により、臭いの除去を行いました。また原水においても著しく基準値を超える項目は無く、浄水過程で十分に除去できる程度の水質であると考えられます。

4. 水質検査を行う項目、採水場所、検査頻度

下記内訳で検査します。

[水 源]

- 野村ダム ①水深0m、3m、6m、9m、12m、15m地点で水質基準項目（消毒副生成物、味を除く）[水質検査計画表(2-2)]を年2回。
②水深0m、8m、10m地点で水質調査[水質検査計画表(4)]を月1回。
③水深0m、10m地点で生物試験[水質検査計画表(5)]を発生時期に月1回。
- 布喜川調整池 ①水深0m、3m、7m、10mで水質基準項目（消毒副生成物、味を除く）[水質検査計画表(2-3)]を年1回。
②水深4m、7m、10m地点で水質調査[水質検査計画表(4)]を月1回。
③水深7m地点で生物試験[水質検査計画表(5)]を発生時期に月1回。
- 伊方調整池 ①水深3.5m、7.5m、11.5mで水質基準項目（消毒副生成物、味を除く）[水質検査計画表(2-4)]を年1回。
②水深3.5m、7.5m、11.5m地点で水質調査[水質検査計画表(4)]を月1回。
③水深7.5m地点で生物試験[水質検査計画表(5)]を発生時期に月1回。

[浄水場]

入口（原水） 水質基準項目(消毒副生物質、味除く) [水質検査計画表(2-1)] を下記内訳で検査します。

- ①一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物質、PH値、臭気、色度、濁度（水道法施行規則 15 条第 1 項のロ）及びジェオスミン、2-メチルイソボルネオールを月 1 回。ただし、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは発生時期に回数を増やします。
- ②上記以外の水道基準項目（消毒副生成物、味を除く）及びクリプトスポリジウムの指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）を年 1 回
- ③水質管理目標設定項目[水質検査計画表(3) ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素を除く] カルシウム、マグネシウム(硬度)、マンガン及びその化合物、蒸発残留物、アルミニウム及びその化合物を年 1 回、その他 18 項目を年 2 回 ※吉田地区浄水場のみ
- ④クリプトスポリジウム・ジアルジア、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)を年 2 回
※吉田地区、八幡浜・伊方浄水場のみ

出口（浄水） 水質基準項目[水質検査計画表(1)]を下記内訳で検査します。

- ①消毒の残留効果、色、濁り（水道法施行規則 15 条第 1 項のイ）は 1 日 1 回。
- ②一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物質、PH値、臭気、味、色度、濁度（水道法施行規則 15 条第 1 項のロ）及びジェオスミン、2-メチルイソボルネオールを月 1 回。
- ③上記以外の水道基準項目は年 4 回。また検査省略可能項目は年に 1 回検査を基本とし、過去のデータを基に回数を決定しております。
（吉田地区浄水場及び三間地区浄水場については、過去 3 年のデータ実績のもと検査省略可能項目は年 1 回の検査へ変更します。）
- ④水質管理目標設定項目（ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素）を年 2 回 ※吉田地区浄水場のみ
- ⑤ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)を年 1 回 ※各浄水場

※ 浄水処理過程における水質の変化を監視するため、残留塩素・PH 値および濁度は常時計測・常時記録しております。

5. 水質検査方法

水質検査は南予地方水道水質検査協議会（南予地方水道水質センター,写真 P.8 参照）

及び登録水質検査機関で行い、検査方法は国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）及び日本水道協会の上水試験方法等により行います。 ※ 別紙水質検査機関、水質検査方法一覧参照

6. 臨時の水質検査

(1) 水源等で次のような異常があれば、南予水道企業団水質汚染危機管理マニュアルに基づき、必要に応じて水源・浄水場から採水して臨時の水質検査を行います。

① 水道水源の水質異常によるもの

- ・微量有機化合物（農薬等）の流入
- ・病原性微生物（クリプトスポリジウム、ジアルジア等）の流入
- ・油脂類の流入
- ・フェノールなどの流入による異臭味
- ・急性毒物（有機リン剤、青酸化合物等）の流入
- ・工場からの汚染物質の流入
- ・大雨等による原水の濁度上昇に伴う異臭味
- ・ダムで異常発生する藍藻類（アナベナ等）に起因する異臭味

② 水道施設において生じる事故

- ・侵入者による浄水場等への毒物・農薬等の投入
- ・誤操作、機器不良等による薬品の注入不足、過剰注入
- ・浄水池、管の破損個所からの汚水等の流入
- ・管敷設後の洗浄不足による汚水等の残留

(2) 臨時水質検査における検査項目の基本的内容

- ① 油類で混入の原因及び種類が明らかな場合 → 臭気、味、色度、濁度、残留塩素
- ② 油類で混入の原因及び種類が不明な場合 → 全項目
- ③ その他、混入の原因及び物質が明らかな場合 → 物質に応じた検査項目
- ④ その他、混入した物質が不明な場合 → 全項目、水質管理目標設定項目
- ⑤ カビ臭など生物由来の異臭味 → ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール

7. 水質検査の自己／委託等の区分

(1) 消毒の残留効果、色、濁り（水道法施行規則第15条第1項の1）及びPH値

水質検査区分 : 自己検査
検査機関 : 南予水道企業団各浄水場
検査方法 : 消毒の残留効果 → 電流法
色 → 目視、連続自動測定機器による透過光測定法
濁り → 連続自動測定機器による透過光測定法
pH値 → 電極法

(2) 水質基準項目 [水質検査計画表(1),(1-1),(1-2)] 及び独自に行う水質検査項目 [水質検査計画表(2-1),(2-2),(2-3),(2-4),(4),(5)]

水質検査区分 : 共同検査
検査機関 : 南予地方水道水質検査協議会(南予地方水道水質検査センター)
愛媛県宇和島市柿原字堂子甲 1943 番地 TEL 0895-23-2344
検査方法 : 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法 ※ 別紙水質検査方法一覧参照

(3) 水質管理目標設定項目 [水質検査計画表(3)]及びクリプトスポリジウム・ジアルジア

水質検査区分 : 委託検査 (年2回)
検査機関(予定) : 公益財団法人 愛媛県総合保健協会 (登録番号64)
愛媛県松山市味酒町1丁目10番地5 TEL 089-987-8206
採水及び運搬方法 : 検査委託機関による検査当日採水運搬
【八幡浜・伊方浄水場原水(クリプトスポリジウム・ジアルジア、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)検査用)採水は、企業団職員が行い当日引渡します。】
検査方法 : 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法 ※ 別紙水質検査方法一覧参照

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

関係市町に検査計画書を配布し、インターネットでもホームページを開設し検査結果共に公表しています。また検査計画は利用者皆様の御意見を反映し、実情に合致した内容となるよう見直しを行っております。

9. 水質検査の精度と信頼性の保証

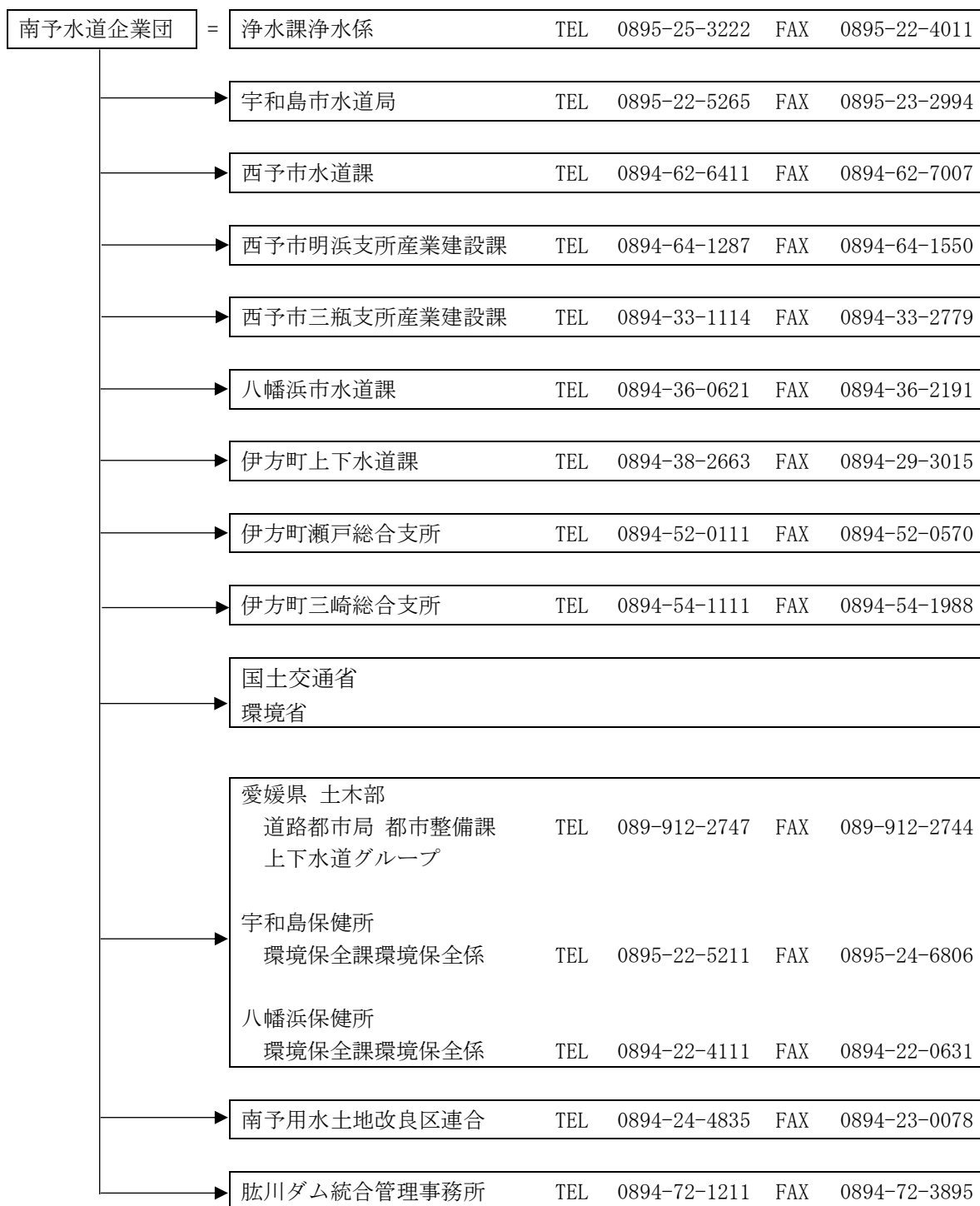
南予地方水道水質検査協議会（南予地方水道水質検査センター）は、毎年、愛媛県立衛生環境研究所の「精度管理研究会」及び厚生労働省の呼びかけにより行われている「水道水質検査の精度管理に関する統一試料調査」に参加し、検査の精度向上に努めています。さらに、「検査方法の妥当性評価ガイドライン」を厳格に遵守して精度管理を行います。また、委託検査機関には外部精度管理報告書の提出及び年2回検査毎の検査成績書提出を義務付け、信頼性を確保しております。



南予地方水道水質検査協議会（水質検査室）

10. 関係機関との連携及び水質検査機関

[関連機関連絡網]



[水質検査機関]

県の機関

名 称	住 所 等
宇和島保健所	宇和島市天神町7-1 TEL 0895-22-5211(282) FAX 0895-24-6806
八幡浜保健所	八幡浜市北浜1丁目3-37 TEL 0894-22-4111(290) FAX 0894-22-0631
衛生環境研究所	東温市見奈良1545番地4 TEL 089-948-9678 FAX 089-948-9677

共同検査機関

名 称	住 所 等
南予地方水道水質検査協議会 (南予地方水道水質検査センター)	宇和島市柿原字堂子甲1943番地 TEL・FAX 0895-23-2344

厚生労働大臣登録検査機関

名 称	住 所 等	登録番号
一般社団法人 香川県薬剤師会	香川県高松市亀岡町9番20号 TEL 087-831-3093 FAX 087-831-0070	40
一般社団法人 高知県食品衛生協会	高知県高知市丸ノ内2丁目4番11号 TEL 088-823-3505 FAX 088-820-3105	57
一般財団法人 広島県環境保健協会	広島県広島市中区広瀬北町9番1号 TEL 082-293-1511 FAX 082-293-1520	62
公益財団法人 愛媛県総合保健協会	愛媛県松山市味酒町1丁目10番地5 TEL 089-987-8206 FAX 089-987-8256	64
株式会社 日本総合科学	広島県福山市箕島町南丘399番地46 TEL 084-981-0181 FAX 084-981-0171	104
四国計測工業株式会社	香川県仲多度郡多度津町南鴨200番地1 TEL 0877-33-2221 FAX 0877-33-2210	175
株式会社 東洋電化テクノリサーチ	高知県高知市萩町2丁目2番25号 TEL 088-834-4836 FAX 088-834-4884	233
株式会社 環境分析センター	愛媛県松山市山田町乙225番地9 TEL 089-989-5251 FAX 089-989-5261	242

法令に基づく水質検査

水質検査計画表(1) 水質基準項目

項目	水質基準項目	基準値	過去3年間の最高値 ※3	検査頻度 ※1			基準値との比較					備考
				基本	実施	検査頻度変更可能	過去3年間の検査結果			過去の全検査結果		
							1/10以下 3年1回	1/5以下 年1回	1/5以上 基本頻度	1/2以下 省略可能	1/2以上 省略不可	
1	一般細菌	100個/ml以下	2	月1回	月1回							
2	大腸菌	検出されないこと		〃	〃							
☆2	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	年4回	年1回	○	○			○		3年に1回検査に変更可能だが、安全のため年1回検査
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	〃	〃	○	○			○		〃
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	〃	〃	○	○			○		〃
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	〃	年4回	○	○			○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	〃	年1回	○	○			○		3年に1回検査に変更可能だが、安全のため年1回検査
☆6	8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.002	〃	〃	○	○			○		3年に1回検査に変更可能だが、安全のため年1回検査
☆4	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004	〃	年4回	○	○					
10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	〃	〃							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1.1	〃	〃	○		○				
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.10	〃	〃	○		○		○		
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.03	〃	年1回	○	○			○		3年に1回検査に変更可能だが、安全のため年1回検査
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	〃	〃	○	○			○		〃
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.005	〃	〃	○	○			○		〃
☆1	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	〃	〃	○	○			○		〃
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	〃	〃	○	○			○		〃
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001	〃	〃	○	○			○		〃
☆3	19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001	〃	〃	○	○			○		〃
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	〃	〃	○	○			○		〃
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.26	〃	年4回							
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.002	〃	〃							
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.028	〃	〃							
☆5	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.017	〃	〃							
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.003	〃	〃							
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001	〃	〃							
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.036	〃	〃							項目22,24,28,29のそれぞれの総和
☆5	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.022	〃	〃							
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.009	〃	〃							
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	〃	〃							
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.005	〃	〃							
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.005	〃	年1回	○	○			○		3年に1回検査に変更可能だが、安全のため年1回検査
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.16	〃	年4回	○				○		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.14	〃	〃	○				○		
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01	〃	年1回	○	○			○		3年に1回検査に変更可能だが、安全のため年1回検査
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	9.9	〃	〃	○	○			○		〃
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.005	〃	〃	○	○			○		〃
38	塩化物イオン	200mg/l以下	15.1	月1回	月1回							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	62	年4回	年1回	○				○		基準値の1/2以下のため省略可能だが、年1回検査 ※4
40	蒸発残留物	500mg/l以下	127	〃	年4回	○				○		※2: 明浜・三瓶浄水場は、年1回検査
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	〃	年1回	○	○			○		3年に1回検査に変更可能だが、安全のため年1回検査
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.0000156	発生時期に 月1回	月1回						○	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.0000045	〃	〃						○	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.005	年4回	年1回	○	○			○		3年に1回検査に変更可能だが、安全のため年1回検査
45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	〃	〃	○	○			○		〃
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1.60	月1回	月1回							
47	PH値	5.8以上8.6以下	8.05	〃	〃							
48	味	異常でないこと	異常なし	〃	〃							
49	臭気	異常でないこと	異常なし	〃	〃							
50	色度	5度以下	2.3	〃	〃							平成22年9月検査機器更新により0.5度以下まで測定可能となる
51	濁度	2度以下	0.4	〃	〃							平成22年9月検査機器更新により0.2度以下まで測定可能となる
-	色			日1回	日1回							
-	濁り			〃	〃							
-	消毒の残留効果			〃	〃							

※1 検査頻度変更可能項目については、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のとき3年に1回、1/5のときは年に1回に検査の頻度を変更できる。

※2 40 蒸発残留物:過去3年間の検査結果により、年1回から年4回の検査へ変更。(明浜・三瓶及び吉田地区・三間地区浄水場は、年1回の検査)

※3 令和6年度より、吉田地区浄水場・三間地区浄水場の値も対象へ(過去3年間の検査実績ができたので)

※4 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度):検査結果より、年1回から年4回の検査へ変更。(八幡浜浄水場・保内低区配水池のみ)

☆1 平成21年度より、「シス-1,2-ジクロロエチレン」に係る水質基準を「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に変更する。

☆2 平成22年度より、カドミウム及びその化合物に係る水質基準値を「0.01mg/l以下」→「0.003mg/l以下」に強化する。

☆3 平成23年度より、トリクロロエチレンに係る水質基準値を「0.03mg/l以下」→「0.01mg/l以下」に強化する。

☆4 平成26年度より、水質基準に追加。

☆5 平成27年度より、ジクロロ酢酸に係る水質基準値を「0.04mg/l以下」→「0.03mg/l以下」及びトリクロロ酢酸に係る水質基準値を「0.2mg/l以下」→「0.03mg/l以下」に変更する。

☆6 令和2年度より、六価クロム化合物に係る水質基準を「0.05mg/l以下」→「0.02mg/l以下」に強化する。

過去3年間の検査結果により検査の頻度を変更できる項目。

過去の全検査結果が基準の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して検査を省略できる項目。

過去の全検査結果が基準の1/2を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設技術的基準を定める省令第14号の薬品等及同条第17号の資材等の使用状況を勘案して検査を省略できる項目。

過去の全検査結果が基準の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む)を勘案して検査を省略できる項目。

独自に行う水質検査

水質検査計画表(2-1) 原水水質検査 (各浄水場入口)

項目番号 ※1	検査項目	基準値(参考) ※2	検査頻度	備考
			実施	
1	一般細菌	100個/ml以下	月1回	
2	大腸菌	検出されないこと	〃	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	年1回	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	〃	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	〃	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	〃	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	〃	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	〃	
10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/l以下	〃	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	〃	
	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	〃	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	〃	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	〃	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	〃	
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	〃	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	〃	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	〃	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	〃	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	〃	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	〃	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	〃	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	〃	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	〃	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	〃	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	〃	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	〃	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	〃	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	月1回	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	〃	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	年1回	
45	フェノール類	0.005mg/l以下	〃	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	〃	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	〃	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	月1回	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	〃	
47	PH値	5.8以上8.6以下	〃	
49	臭気	異常でないこと	〃	
50	色度	5度以下	〃	
51	濁度	2度以下	〃	

※1. 水道水質基準における項目番号

※2. 水道水質基準における基準値(参考)

独自に行う水質検査

水質検査計画表(2-2) 原水水質検査 (野村ダム 9m)

項目番号 ※1	検査項目	基準値(参考) ※2	検査頻度	備考
			実施	
1	一般細菌	100個/ml以下	年2回	
2	大腸菌	検出されないこと	〃	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	〃	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	〃	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	〃	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	〃	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	〃	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	〃	
10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/l以下	〃	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	〃	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	〃	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	〃	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	〃	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	〃	
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	〃	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	〃	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	〃	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	〃	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	〃	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	〃	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	〃	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	〃	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	〃	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	〃	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	〃	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	〃	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	〃	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	〃	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	〃	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	〃	
45	フェノール類	0.005mg/l以下	〃	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	〃	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	〃	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	〃	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	〃	
47	PH値	5.8以上8.6以下	〃	
49	臭気	異常でないこと	〃	
50	色度	5度以下	〃	
51	濁度	2度以下	〃	

※1. 水道水質基準における項目番号

※2. 水道水質基準における基準値

独自に行う水質検査

水質検査計画表(2-3) 原水水質検査（布喜川調整池 7m）

項目番号 ※1	検査項目	基準値(参考) ※2	検査頻度	備考
			実施	
1	一般細菌	100個/ml以下	年1回	
2	大腸菌	検出されないこと	〃	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	〃	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	〃	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	〃	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	〃	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	〃	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	〃	
10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/l以下	〃	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	〃	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	〃	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	〃	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	〃	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	〃	
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	〃	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	〃	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	〃	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	〃	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	〃	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	〃	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	〃	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	〃	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	〃	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	〃	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	〃	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	〃	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	〃	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	〃	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	〃	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	〃	
45	フェノール類	0.005mg/l以下	〃	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	〃	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	〃	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	〃	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/l以下	〃	
47	PH値	5.8以上8.6以下	〃	
49	臭気	異常でないこと	〃	
50	色度	5度以下	〃	
51	濁度	2度以下	〃	

※1. 水道水質基準における項目番号

※2. 水道水質基準における基準値

独自に行う水質検査

水質検査計画表(2-4) 原水水質検査 (伊方調整池 7.5m)

項目番号 ※1	検査項目	基準値(参考) ※2	検査頻度	備考
			実施	
1	一般細菌	100個/ml以下	年1回	
2	大腸菌	検出されないこと	〃	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	〃	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	〃	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	〃	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	〃	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	〃	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	〃	
10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/l以下	〃	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	〃	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	〃	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	〃	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	〃	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	〃	
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	〃	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	〃	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	〃	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	〃	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	〃	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	〃	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	〃	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	〃	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	〃	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	〃	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	〃	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	〃	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	〃	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	〃	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	〃	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	〃	
45	フェノール類	0.005mg/l以下	〃	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	〃	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	〃	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	〃	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/l以下	〃	
47	PH値	5.8以上8.6以下	〃	
49	臭気	異常でないこと	〃	
50	色度	5度以下	〃	
51	濁度	2度以下	〃	

※1. 水道水質基準における項目番号

※2. 水道水質基準における基準値

独自に行う水質検査

水質検査計画表(3) 水質管理目標設定項目検査 ※1 (吉田地区浄水場の原水使用)

	水質管理目標設定項目	目標値	過去3年間 最高値	検査頻度	備考
				(実施)	
☆4	1 アンチモン及びその化合物	0.02mg/l以下	<0.002	年2回	平成25年度末まで0.015mg/l以下
	2 ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下(暫定)	<0.0002	〃	
☆4	3 ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下	<0.001	〃	平成25年度末まで0.01mg/l以下(暫定)
	4 欠番				
	5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	<0.0004	年2回	
	6 欠番				
	7 欠番				
☆3	8 トルエン	0.4mg/l以下	<0.02	年2回	
☆5	9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下	<0.006	〃	
	10 亜塩素酸	0.6mg/l以下			次亜塩消毒では発生しない
	11 欠番				
	12 二酸化塩素	0.6mg/l以下			次亜塩消毒では発生しない
☆2	13 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下(暫定)	0.002	年2回	浄水を使用
	14 抱水クロラール	0.02mg/l以下(暫定)	0.003	〃	〃
	15 農薬類	1以下	0.015	〃	検出値と目標値の比の和として
	16 残留塩素	1mg/l以下	0.99	〃	浄水を使用
	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100mg/l	39	年1回	
	18 マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.023	〃	
	19 遊離炭酸	20mg/l以下	2.6	年2回	
	20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	<0.0005	〃	
	21 メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/l以下	<0.002	〃	
	22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	5.6	〃	
	23 臭気強度(TON)	3以下	2	〃	
	24 蒸発残留物	30~200mg/l	71	年1回	
	25 濁度	1度以下	2.3	年2回	
	26 PH値	7.5程度	7.59	〃	
	27 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし 極力0に近づける	-1.3	〃	
	28 従属栄養細菌	2000/ml以下(暫定)	2900	〃	
☆1	29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	<0.001	〃	
	30 アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l以下	0.11	年1回	
☆6	31 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/l以下(暫定)	0.000002	年2回	PFOS及びPFOAの量の和として

※1. 水質管理目標設定項目とは、将来にわたって水道水の安全の確保を期することができるよう、水道として体系的・組織的な監視を行うことによりその検出状況を把握し、適宜、水質管理に活用するための項目である。

☆1. 平成21年度に省令改正、水質管理目標設定項目になる。

☆2. 平成21年度に省令改正、目標値変更。ジクロロアセトニトリル[0.04mg/l以下(暫定)]→「0.01mg/l以下(暫定)」
抱水クロラール[0.03mg/l以下(暫定)]→「0.02mg/l以下(暫定)」

☆3. 平成23年度に省令改正、目標値変更。トルエン[0.2mg/l以下]→「0.4mg/l以下」

☆4. 平成26年度に省令改正、目標値変更。アンチモン及びその化合物[0.015mg/l以下]→「0.02mg/l以下」
ニッケル及びその化合物[0.01mg/l以下(暫定)]→「0.02mg/l以下」

☆5. 平成27年度に省令改正、目標値変更。フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)[0.1mg/l以下]→[0.08mg/l以下]

☆6. 令和2年度に省令改正、水質管理目標設定項目になる。

検査対象農薬(管理目標設定項目)

番号	農薬名称	農薬の 管理目標値	単位	3年間の 最大濃度	検査頻度	備	考
1	1, 3-ジクロロプロベン(D-D)	0.05	mg/L			平成27年度、省令改正より目標値の見直し。(0.002mg/L→0.05mg/L)	
2	2, 2-DPA(ダラボン)	0.08	mg/L			平成25年度、省令改正より項目名変更、旧名ダラボン	
3	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02	mg/L			平成30年度、省令改正より目標値の見直し。(0.03mg/L→0.02mg/L)	
4	EPN	0.004	mg/L				
5	MCPA	0.005	mg/L				
6	アシュラム	0.9	mg/L			平成28年度、省令改正より目標値の見直し。(0.2mg/L→0.9mg/L)	
7	アセフェート	0.006	mg/L			平成25年度、省令改正より目標値の見直し。(0.08mg/L→0.006mg/L)	
8	アトラジン	0.01	mg/L				
9	アニロホス	0.003	mg/L				
10	アミトラス	0.006	mg/L				
11	アラクロー	0.03	mg/L			平成25年度、省令改正より目標値の見直し。(0.01mg/L→0.03mg/L)	
12	イソキサチオン	0.005	mg/L			平成30年度、省令改正より目標値の見直し。(0.008mg/L→0.005mg/L)	
13	イソフェンホス	0.001	mg/L				失効農薬
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	mg/L				
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	mg/L	<0.003	年2回		
16	イブフェンカルバゾン	0.002	mg/L	<0.00002	〃	令和4年度、省令改正により要検討農薬から対象農薬リストに格上げ	
17	イブペンホス(BFP)	0.09	mg/L			平成25年度、省令改正より目標値の見直し。(0.008mg/L→0.09mg/L)	
18	イミノクタジン	0.006	mg/L	<0.00005	年2回	平成25年度、省令改正より項目名変更、旧名イミノクタジン酢酸塩	
19	インダノファン	0.009	mg/L				
20	エスプロカルブ	0.03	mg/L	<0.0003	年2回		
21	エトフェンブロックス	0.08	mg/L				
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	mg/L				
23	オキサジクロメホン	0.02	mg/L	<0.0002	年2回	平成26年度、省令改正より目標値設定。	
24	オキシン銅(有機銅)	0.03	mg/L	<0.0003	〃	平成27年度、省令改正より目標値の見直し。(0.04mg/L→0.03mg/L)	
25	オリサストロビン	0.1	mg/L			平成31年度、省令改正より代謝物の濃度を原体に換算し、原体と合算して算出。	
26	カズサホス	0.0006	mg/L			平成26年度、省令改正より目標値設定。	
27	カフェンストール	0.008	mg/L				
28	カルタップ	0.08	mg/L			令和2年度、省令改正より目標値の見直し。(0.3mg/L→0.08mg/L)	
29	カルバリル(NAC)	0.02	mg/L			平成31年度、省令改正より目標値の見直し。(0.05mg/L→0.02mg/L)	
30	カルボフラン	0.0003	mg/L			令和3年度、省令改正より目標値の見直し。(0.005mg/L→0.0003mg/L)	
31	キノクラミン(ACN)	0.005	mg/L				
32	キャブタン	0.3	mg/L				
33	グミルロン	0.03	mg/L				
34	グリホサート	2	mg/L	<0.0002	年2回		
35	グルホシネート	0.02	mg/L	<0.0002	〃	平成26年度、省令改正より目標値設定。	
36	クロメブロッブ	0.02	mg/L	<0.0002	〃		失効農薬
37	クロロニトロフェン(CNP)	0.0001	mg/L			CNP-アミノ体との合算値	
38	クロルビリホス	0.003	mg/L				
39	クロタタロニル(TPN)	0.05	mg/L	<0.0005	年2回		
40	シアナジン	0.001	mg/L			平成30年度、省令改正より目標値の見直し。(0.004mg/L→0.001mg/L)	
41	シアノホス(CYAP)	0.003	mg/L				
42	ジウロン(DCMU)	0.02	mg/L				
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	mg/L			平成28年度、省令改正より目標値の見直し。(0.01mg/L→0.03mg/L)	
44	ジクロロボス(DDVP)	0.008	mg/L				
45	ジクワット	0.01	mg/L	<0.00005	年2回	令和2年度、省令改正より目標値の見直し。(0.005mg/L→0.01mg/L)	
46	ジスルホトン(エチルチオモン)	0.004	mg/L			平成25年度、省令改正より項目名変更、旧名エチルチオモン	
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	mg/L			平成26年度、省令改正より目標値設定。	
48	ジチオビル	0.009	mg/L				
49	シハロホップブチル	0.006	mg/L	<0.00006	年2回		
50	シマジン(CAT)	0.003	mg/L				
51	ジメタメトリン	0.02	mg/L	<0.0002	年2回		
52	ジメトエート	0.05	mg/L				
53	シメトリン	0.03	mg/L				
54	ダイアジン	0.003	mg/L	<0.00003	年2回	平成28年度、省令改正より目標値の見直し。(0.005mg/L→0.003mg/L)	
55	ダイムロン	0.8	mg/L	<0.008	〃		
56	ダブメット、メタム(カーバム)及び メチルイノチオシアネート	0.01	mg/L			平成29年度、「ダブメット、メタム(カーバム)及びメチルイノチオシアネート」に項目を統合	3年間の最大濃度は メタム(カーバム)値
57	チアジニル	0.1	mg/L			平成26年度、省令改正より目標値設定。	
58	チウラム	0.02	mg/L	<0.0002	年2回		
59	チオジカルブ	0.08	mg/L				
60	チオファネートメチル	0.3	mg/L	<0.0001	年2回		
61	チオベンカルブ	0.02	mg/L				
62	テフルトリオン	0.002	mg/L	0.00003	年2回	平成29年度、省令改正により要検討農薬から対象農薬リストに格上げ	
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	mg/L				
64	トリクロビル	0.006	mg/L				
65	トリクロロホス(DEP)	0.005	mg/L			平成26年度、省令改正より目標値の見直し。(0.03mg/L→0.005mg/L)	
66	トリシクラゾール	0.1	mg/L	<0.001	年2回	平成28年度、省令改正より目標値の見直し。(0.08mg/L→0.1mg/L)	
67	トリフルラリン	0.06	mg/L	<0.0006	〃		
68	ナプロパミド	0.03	mg/L				
69	バラコート	0.01	mg/L	<0.00005	年2回	令和6年度、省令改正より目標値の見直し。(0.005mg/L→0.01mg/L)	
70	ビベロホス	0.0009	mg/L				
71	ピラクロニル	0.01	mg/L	<0.0001	年2回	平成26年度、省令改正より目標値設定。	
72	ピラノキシフェン	0.004	mg/L				
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	mg/L	<0.0002	年2回		
74	ピリダフェンチオン	0.002	mg/L				
75	ピリプチカルブ	0.02	mg/L				
76	ピロキロン	0.05	mg/L	<0.0004	年2回	平成29年度、省令改正より目標値の見直し。(0.04mg/L→0.05mg/L)	
77	フィフロニル	0.0005	mg/L				
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01	mg/L	<0.0001	年2回	平成28年度、省令改正より目標値の見直し。(0.003mg/L→0.01mg/L)	
79	フェノカルブ(BPMC)	0.03	mg/L				
80	フェリムゾン	0.05	mg/L				
81	フェンチオン(MPP)	0.006	mg/L			平成25年度、省令改正より目標値の見直し。(0.001mg/L→0.006mg/L)	
82	フェントエート(PAP)	0.007	mg/L	<0.00007	年2回	平成25年度、省令改正より目標値の見直し。(0.004mg/L→0.007mg/L)	
83	フェントラザミド	0.01	mg/L	<0.0001	〃	平成26年度、省令改正より目標値設定。	
84	フサライド	0.1	mg/L				
85	ブタクロー	0.03	mg/L				
86	ブタミホス	0.02	mg/L				
87	ブプロフェジン	0.02	mg/L	<0.0002	年2回		
88	フルアジナム	0.03	mg/L	<0.0003	〃		
89	プレチラクロー	0.05	mg/L	<0.0005	〃		
90	プロシミド	0.09	mg/L	<0.0009	〃		
91	プロチオホス	0.007	mg/L	<0.00004	〃	令和2年度、省令改正より目標値の見直し。(0.004mg/L→0.007mg/L)	
92	プロピコナゾール	0.05	mg/L				
93	プロピザミド	0.05	mg/L				
94	プロベナゾール	0.05	mg/L			平成31年度、省令改正より目標値の見直し。(0.05mg/L→0.03mg/L)	
95	プロモプチド	0.1	mg/L	<0.001	年2回		
96	ベミル	0.02	mg/L	<0.0002	〃		
97	ベンシクロ	0.1	mg/L	<0.001	〃		
98	ベンゾピシクロ	0.09	mg/L			平成26年度、省令改正より目標値設定。	
99	ベンゾフェナップ	0.005	mg/L			平成29年度、省令改正より目標値の見直し。(0.004mg/L→0.005mg/L)	
100	ベンタノン	0.2	mg/L	<0.001	年2回		
101	ベンディメタリン	0.3	mg/L	<0.003	〃	平成25年度、省令改正より目標値の見直し。(0.1mg/L→0.3mg/L)	
102	ベンツラカルブ	0.02	mg/L			令和3年度、省令改正より目標値の見直し。(0.04mg/L→0.02mg/L)	
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	mg/L			平成25年度、省令改正より目標値の見直し。(0.08mg/L→0.01mg/L)	
104	ベンフレゼート	0.07	mg/L				
105	ホスチアゼート	0.005	mg/L			令和4年度、省令改正より目標値の見直し。(0.003mg/L→0.005mg/L)	
106	マラチオン(マラソン)	0.7	mg/L	<0.007	年2回	平成28年度、省令改正より目標値の見直し。(0.05mg/L→0.7mg/L)	
107	メコブロッブ(MCPP)	0.05	mg/L			平成26年度、省令改正より目標値の見直し。(0.005mg/L→0.05mg/L)	
108	メソミル	0.03	mg/L				
109	メタラキシル	0.2	mg/L	<0.0006	年2回	平成31年度、省令改正より目標値の見直し。(0.06mg/L→0.2mg/L)	
110	メチダチオン(DMTP)	0.004	mg/L			令和4年度、省令改正より原体の濃度にオキシン体を原体の濃度に換算したものを合算	
111	メチメスプロビン	0.04	mg/L				
112	メトリブジン	0.03	mg/L				
113	メフェナセート	0.02	mg/L				
114	メプロニル	0.1	mg/L				
115	モリネート	0.005	mg/L				

- 検査対象農薬
- △ 平成25年度、省令改正より追加。
- 令和4年度、省令改正より格上げ。

独自に行う水質検査

水質検査計画表(4) 水質調査

野村ダム

検査項目	検査頻度				備考
	水深				
	0m	8m	10m		
水温	月1回	月1回	月1回		
水素イオン濃度(pH)	〃	〃	〃		
鉄	〃	〃	〃		
マンガン	〃	〃	〃		
アンモニア態窒素	〃	〃	〃		
生物化学的酸素要求量(BOD)	〃	/	〃		
化学的酸素要求量(COD)	〃	/	〃		
全窒素(T-N)	〃	/	〃		
全リン(T-P)	〃	/	〃		
溶存酸素(DO)	〃	/	〃		

布喜川調整池

検査項目	検査頻度				備考
	水深				
	4m	7m	10m		
水温	月1回	月1回	月1回		
水素イオン濃度(pH)	〃	〃	〃		
鉄	〃	〃	〃		
マンガン	〃	〃	〃		
アンモニア態窒素	〃	〃	〃		

伊方調整池

検査項目	検査頻度				備考
	水深				
	3.5m	7.5m	11.5m		
水温	月1回	月1回	月1回		
水素イオン濃度(pH)	〃	〃	〃		
鉄	〃	〃	〃		
マンガン	〃	〃	〃		
アンモニア態窒素	〃	〃	〃		

独自に行う水質検査

水質検査計画表(5) 原水生物試験

検査項目	検査頻度			
	野村ダム		布喜川調整池	伊方調整池
	0m	10m	7m	7.5m
水温	発生時期に月1回	発生時期に月1回	発生時期に月1回	発生時期に月1回
濁度	〃	〃	〃	〃
PH値	〃	〃	〃	〃
溶存酸素 (mg/l)	〃	〃	〃	〃
分類群	/	/	/	/
藍藻類	発生時期に月1回	発生時期に月1回	発生時期に月1回	発生時期に月1回
珪藻類	〃	〃	〃	〃
緑藻類	〃	〃	〃	〃
渦鞭藻類	〃	〃	〃	〃
クリプト藻類	〃	〃	〃	〃
黄金藻類	〃	〃	〃	〃
ミドリムシ藻類	〃	〃	〃	〃
繊毛虫類	〃	〃	〃	〃
ワムシ類	〃	〃	〃	〃

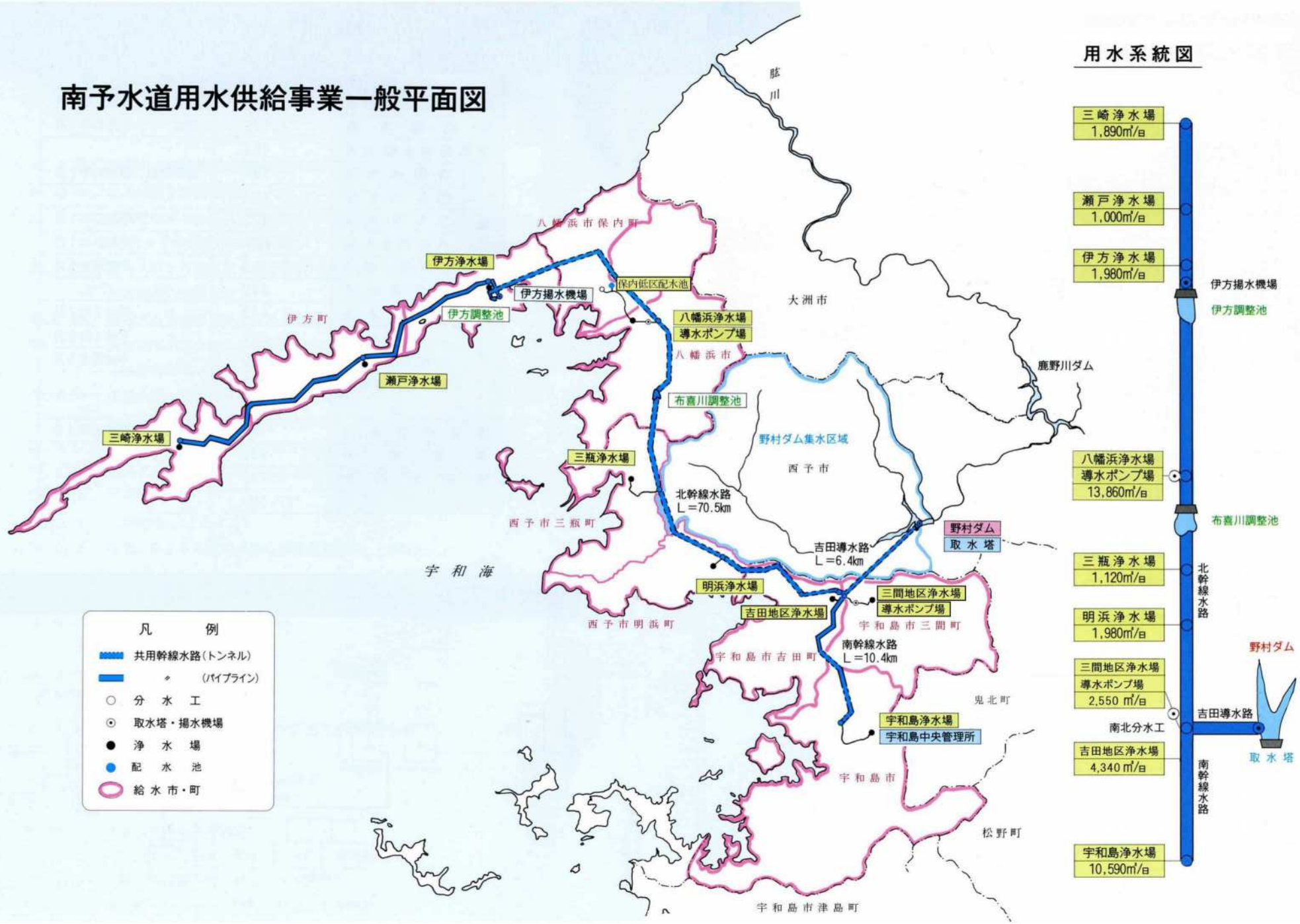
※上記生物が多発生時期においては状況次第で頻度を高める。

水質検査方法一覧

項目	水質基準項目	基準値	水質検査方法
1	一般細菌	100個/ml以下	標準寒天培地法
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	ICP-MS
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	還元気化原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP-MS
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP-MS
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP-MS
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	ICP-MS
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	IC
10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/l以下	IC-PC
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	IC
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	IC
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	ICP-MS
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	PT-GC-MS
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	PT-GC-MS
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	PT-GC-MS
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	PT-GC-MS
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	PT-GC-MS
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	PT-GC-MS
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	PT-GC-MS
21	塩素酸	0.6mg/l以下	IC
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	LC-MS
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	PT-GC-MS
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	LC-MS
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	PT-GC-MS
26	臭素酸	0.01mg/l以下	IC-PC
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	PT-GC-MS
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	LC-MS
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	PT-GC-MS
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	PT-GC-MS
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	誘導体化-HPLC
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	ICP-MS
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	ICP-MS
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	ICP-MS
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	ICP-MS
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	ICP-MS
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	ICP-MS
38	塩化物イオン	200mg/l以下	IC
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	滴定法
40	蒸発残留物	500mg/l以下	重量法
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	固相抽出-HPLC
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	SPME-GC-MS
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	SPME-GC-MS
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	固相抽出-吸光光度法
45	フェノール類	0.005mg/l以下	固相抽出誘導体化-GC-MS
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	TOC法
47	PH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法
48	味	異常でないこと	官能法
49	臭気	異常でないこと	官能法
50	色度	5度以下	透過光測定法
51	濁度	2度以下	積分球式光電光度法

南予水道用水供給事業一般平面図

用水系統図



- 凡 例
- ▬ 共用幹線水路(トンネル)
 - ▬ (パイプライン)
 - 分水工
 - ⊙ 取水塔・揚水機場
 - 浄水場
 - 配水池
 - 給水市・町

